

## 第17章 集団的安全保障に反する罪

### 第1節 壊滅的な危険罪

#### 第1款 核エネルギーおよびイオン放射線に関する罪

第341条 人およびその財物を危険にさらす核エネルギーまたは放射性元素を放出する者は、例え、爆発しなくとも、15年から20年の禁固刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について10年から20年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第342条 前条に含まれていなくて、人の生命または健康に重大な危険の状態を引き起こして、原子力または放射線施設の機能を攪乱する、または、イオン放射線製造材料または装置が介在する業務の遂行を混乱させる者は、4年から10年の禁固刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について6年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第343条 ① 大気、土壌または水の中に、ある量のイオン材料またはイオン放射線を注入、放射または導入することで、または、他の手段によって当該放射線に曝露することで、1人またはそれ以上の人の生命、身体、健康または財物を危険にさらす者は、6年から12年の禁固刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について6年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。この行為により、大気、土壌または水の品質あるいは動物または植物を危険に置くときは、同じ刑が科される。

② 前項に述べられる行為の際に、規定される危険の他に犯罪を構成する損害がその重大性がなんでも発生したときは、裁判官または裁判所は、単一のより重く処罰される(刑事)違反と認定して、刑を、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科す。

③ 第31条の2の規定に従って、法人が、本条に含まれる犯罪に責任があるときは、2年から5年の罰金刑が科される。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第344条 前各条に規定される行為は、重大な過失で行われたときは、それぞれの場合において、1段階低い刑に処せられる。

第345条 ① 法律または他の一般規定に違反して、人に死亡または重大な傷害、あるいは、大気、土壌または水の品質あるいは動物または植物に重大な損失を引き起こす、または、引き起こす可能性のある、核材料または他の危険な放射線物質を、取得、所有、取引、供与、処理、転換、利用、保管、輸送または排出する者は、1

年から5年の禁固刑、6月から18月の罰金刑、および、職業あるいは職務について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 正当な許可なしに、そのような材料または物質を製造した者は、1段階高い刑に処せられる。

③ 前各項に係わる行為が重大な過失で行われた場合は、それらに示される刑より1段階低い刑が科される。

## 第2款 惨害（発生）の罪

第346条 ① 爆発を引き起こしたり、または、同様の破壊力を持つなんらかの他の手段を使用したりして、空港、港湾、駅舎、建物、公共施設、可燃性または爆発性材料を有する貯蔵所、交通路、包括的輸送手段の破壊、あるいは、船舶の沈没または座礁、洪水、鉱山または工業施設の爆発、鉄道車線の除去、交通手段の安全のために使用される信号機の悪意の変更、橋の爆破、道路または交通手段の破壊、油送管の損傷、水、電気、炭化水素または他の基本的資源供給の中断を引き起こした者は、これら惨害が必要的に人の生命または身体に危険を伴ったときは、10年から20年の禁固刑に処せられる。

② このような危険が伴わなかったときは、4年から8年の禁固刑に処せられる。

③ 危険以外に、人の生命、身体または健康に傷害を与えた場合は、行為は別々に犯された犯罪に対応する刑に処せられる。

第347条 重大な過失により惨害の罪を誘起した者は、1年から4年の禁固刑に処せられる。

## 第3款 他の危険の爆発物およびその他の薬剤で誘起される罪

第348条 ① 人の生命、身体または健康、あるいは、環境を危険にさらして、惨害を引き起こす可能性のある、爆発物、可燃性または腐食性、毒性および窒息性物質、または他の物質、機器または装置の製造、操作、輸送、所有または商業化において、安全法規または設定された保安処分に違反した者は、6月から3年の禁固刑、12月から24月の罰金刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について6年から12年の個別的公権剥奪刑に処せられる。不法にオゾン層の破壊物質を製造、輸入、輸出、商業化または使用する者には、同じ刑が科される。

② 爆発物に関する法令に違反して、その（爆発物の）実効的紛失または盗難を引き起こした、惨害を引き起こす可能性のある爆発物の監視、統制および使用責任者は、6月から3年の禁固刑、12月から24月の罰金刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について6年から12年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

③ 前各項に含まれるケースで、第31条の2の規定に従って、法人が、行為に責任があるときは、1年から3年の罰金刑が科される。ただし、発生した損害が明らかになり、その額が（前述の罰金より）大きい場合を除く。この場合、罰金は、当該損害額の2倍から4倍となる。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

前各項に規定される刑は、社団、会社、組織または採掘所の役員、管理者または（責任）担当者の場合は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

④ 惨害を引き起こす可能性のある爆発物に関連する工場、作業所、交通手段、保管所およびその他の施設の責任者は、次の行為の何らかが伴うときは、6月から1年の禁固刑、6月から12月の罰金刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

a) 爆発物に関する行政機関の検査活動を妨害する。

b) 爆発物に関する義務的安全対策履行に関する重要情報を行政機関に偽造または隠匿する。

c) 爆発物の安全に関して発見された重大な異常状態を補正するための行政機関の明示的命令に従わない。

第 349 条 人の生命、身体または健康あるいは環境を危険にさらして、有機体 (organismos) の操作、輸送または所有において、安全法規または設定された保安処分に違反した者は、6月から2年の禁固刑、6月から12月の罰金刑、および、公雇用または公職、職業あるいは職務について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 350 条 第 316 条の規定を害することなく、井戸または掘削の開通、建物、ダム、運河または同様な建造物の建築または解体、あるいは、それらの保存、調整または保全において、設定された安全規範（その不遵守が破局的結果をもたらす可能性がある、また、人の生命、身体または環境に明確に危険をもたらす）に違反する者は、前条に規定される刑に処せられる。

## 第 2 節 放火の罪

### 第 1 款 放火の罪

第 351 条 人の生命または身体に危険をもたらす火災を引き起こした者は、10年から20年の禁固刑に処せられる。裁判官または裁判所は、引き起こされた危険の非重要性および行為のその他の状況に留意して、1段階低い刑を科することができる。

人の生命または身体への危険が伴わないときは、行為は本法第 266 条に規定する損害として処罰される。

### 第 2 款 森林放火の罪

第 352 条 山岳または森林に放火した者は、1年から5年の禁固刑および12月から18月の罰金刑に処せられる。

人の生命または身体への危険があった場合は、その行為は第 351 条の規定に従って処罰され、いずれにしても、12月から24月の罰金刑が科せられる。

第 353 条 ① 前条に係わる行為は、次の事由のなんらかが伴って火災が特に重大に至るときは、3 年から 6 年の禁固刑および 18 月から 24 月の罰金刑に処せられる：

1. かなり重要な範囲に影響する。
2. 土壌に甚大または深刻な腐食作用が生じる。
3. 動物や植物の生活条件を著しく変え、または、なんらかの保護された自然領域に影響する。
4. 火災が人口集中地域または居住地区の近接ゾーンに影響する。
5. 火災が、気象または地面の状況がその火災拡大の危険を著しく増加させるときに、引き起こされる。
6. いずれにしても、影響を受けた資源の劣化または破壊が発生する。

② 行為者が火災に由来する結果物で経済的利益を得るために行動するときは、同じ刑が科される。

第 354 条 ① 山岳または森林に火を放った者は、その火災がそこから広がらなかった場合は、6 月から 1 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② 前項に規定させる行動は、火災がその行為者の自主的で積極的な行動によって広がらない場合は、刑を免除される。

第 355 条 本款に規定される全てのケースで、裁判官または裁判所は、森林火災の影響を受けた区域における土壌の品質は、30 年までの期間は修復できないと取り決めることができる、同じく、火災の影響を受けた区域で行われてきた用法が制限または抑制されること、および、火災に由来する焼けた木材の行政監督を取り決めできる。

### 第 3 款 非森林区域での放火の罪

第 356 条 自然環境に重大な悪影響を与えて非森林植生区域に放火した者は、6 月から 2 年の禁固刑または 6 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

### 第 4 款 自己財物の放火の罪

第 357 条 自己財物の放火犯は、第三者を欺くまたは害する意図があった場合、詐欺または損害を生じさせた場合、建築物、他人の木立または植生に広がる危険性があった場合、または、野生生物、森林、または自然界の状況を著しく害した場合は、1 年から 4 年の禁固刑に処せられる。

### 第 5 款 共通条項

第 358 条 重大な過失により、前各款で処罰される放火罪のなんらかを引き起こした者は、各ケースにそれぞれ規定される刑より 1 段階低い刑に処せられる。

第 358 条の 2 第 338 条から 340 条の規定は、本節規定の犯罪に適用される。

### 第 3 節 公衆衛生に反する罪

第 359 条 正当に認可されずに、健康に有害な物質または惨害を引き起こす可能性のある化学製品を調製する、または、それらを販売または供給する、あるいは、それらで商売する者は、6 月から 3 年の禁固刑、6 月から 12 月の罰金刑、および、職業あるいは事業活動について 6 月から 2 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 360 条 前条に係わる物質または製品の取引を許可されていて、それぞれの法律及び規則に定める手続を履行しないでそれらを販売または供給する者は、6 月から 12 月の罰金刑および職業あるいは職務について 6 月から 2 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 361 条 法律で要求される必要的認可を欠いている人および家畜用を含む薬品および研究中の薬品、または、一般的規定により要求される承認書類を有しない健康製品、または、悪化した、期限が切れた、または、その組成、安定性および有効性に関連する技術的要求を満たさなくて、人の生命または健康に危険を及ぼす健康製品を、製造、輸入、輸出、供給、仲介、商業化、提供または市場に置く、あるいは、これらの目的で貯蔵する者は、6 月から 3 年の禁固刑、6 月から 12 月の罰金刑、および、職業あるいは職務について 6 月から 3 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 361 条の 2 (2021 年改訂) 未成年者または特別な保護を必要とする障害者の間で、製品、調合品または物質の消費を、または、人の健康に危険を及ぼす可能性がある食品の摂取または排出に関する技術の使用を促進または容易にすることを特に目的としたコンテンツのインターネット、電話またはその他の情報通信技術を介しての公衆配布または伝搬は、6 月から 12 月の罰金または 1 年から 3 年の禁固刑に処せられる。

司法当局は、前段で言及されるコンテンツの削除、主に当該コンテンツを提供するサービスの中断、または、国外にある場合にはその両方のブロックに必要な措置を講じるよう命じる。

第 362 条 ① 次の物を、(下記の項目で)偽って表示するように、調製または製造する者は、6 月から 4 年の禁固刑、6 月から 18 月の罰金刑、および、職業あるいは職務について 1 年から 4 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

a) 人および家畜用薬品を含む薬品、また、研究中の薬品、または、活性物質または当該薬品の結合剤；

b) 健康製品、また、その形成に不可欠な付属物、成分または材料；偽りで表示されている、容器、ラベル、消費期限、構成物の名称または成分、あるいは、それらの調合、製造者、製造国、原産地国および商業化承認または承認書類の名義人権利者を含む、その出所；法的要件または要請の履行に係るデータ、免許書、承認または

許可書類；登録、採用された物流に係わる書類を含む、その履歴。ただし、公衆の消費または第三者による使用に向けられていて、また、人の生命または健康に危険を発生する場合に限る。

② 製造時または調合時、あるいは、その後、前項に示される医薬品、結合剤、健康製品、付属物、成分または材料を、人の生命または健康に危険を発生させてその安全性、効果または品質を低下するように、変更した者には同じ刑が科される。

第 362 条の 2 その偽造または変更を知って、前条に係わる医薬品、活性物質、結合剤、健康製品、付属物、成分または材料のなんらかを、輸入、輸出、宣伝、供与、表示、販売、提供、発売、処理、容器詰め、供給、仲介を含んで、取引、配布し、または、市場に置き、よって、人の生命または健康に危険を発生させる者は、6 月から 4 年の禁固刑、6 月から 18 月の罰金刑、および、職業あるいは職務について 1 年から 3 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

それらを公衆の消費、第三者による使用または公衆衛生に影響を与える可能性のある使用に向ける目的で、それらを取得または貯蔵する者には、同じ刑が科される。

第 362 条の 3 第 362 条の犯罪のひとつを犯すため、または、その実行を容易にするため、その容器、ラベルおよび使用法を含んで、第 362 条第 1 項に係わる医薬品、活性物質、結合剤、健康製品、付属物、成分または材料のなんらかに係わる偽造書類または偽りの内容の書類を作成する者は、6 月から 2 年の禁固刑、6 月から 12 月の罰金刑、および、職業あるいは職務について 6 月から 2 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 362 条の 4 犯罪が、次の事由のなんらかを伴って、行われるときは、第 361 条、362 条、362 条の 2 または 362 条の 3 に示される刑より 1 段階高い刑が科される：

1. 有責者が、当局（\*当局の人的範囲については第 24 条参照）、公務員、医師、衛生専門家、教師、教育家、身体またはスポーツコーチであって、その職業または職務の行使で行った。
2. 第 362 条に係わる医薬品、活性物質、結合剤、健康製品、付属物、成分または材料が、
  - a) 大量配布手段によって提供された、または、
  - b) 未成年者、特別の保護が必要な障害者、または、供与される製品に関して特に脆弱な人に提供または供与された。
3. 有責者が、この種類の犯罪実行を目的とする犯罪組織またはグループに所属していた。
4. 行為が、（その施設の）責任者または従業員により公衆に開放されている施設内で行われた。

第 362 条の 5 ① 治療の正当性なしに、非競技加盟スポーツ選手、レクレーションでスポーツしている非加盟スポーツ選手またはスポーツ団体によりスペインで組

織される競技会に参加するスポーツ選手に、その身体能力を高めるため、または、競技結果を修正するために、その内容物、摂取の繰り返しまたは他の付加的状況によりそれらの選手の生命または健康を危険にさらす禁止されている物質または薬剤群、また、非正規の方策を処方、融通、供与、供給、投薬または提供する者は、6月から2年の禁固刑、6月から18月の罰金刑、および、公雇用、公職、職業あるいは職務について2年から5年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 犯罪が、次の事由のなんらかを伴って行われるときは、前項に規定される刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される：

1. 被害者が未成年者である。
2. 欺罔または威嚇が用いられた。
3. 有責者が仕事または職業上の優越的關係を利用した。

第362条の6 本節の各条に規定される犯罪では、第359条以下に係わる物質および製品は、第127条から128条の規定に従う財物、手段、道具および収益も同様に、没収の対象となる。

第363条 次のことをして、消費者の健康を危険にさらす生産者、販売者または商人は、1年から4年の禁固刑、6月から12月の罰金刑、および、職務および諸事業活動について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

1. (消費) 期限または成分に関する法律または規則に定められた要件を省略または変更して、市場に食品を提供する。
2. 公衆の消費に向けて、健康に有害な飲料または食品を製造または販売する。
3. 腐敗した商品(géneros)を取引する。
4. その(製品の)使用が許可されておらず、また、健康に有害である製品を調製する、または、その製品を取引する。
5. 使用されないよう、または、消毒されるよう目的づけられた物品(efectos)を、それらを商売するために、隠蔽または窃取する。

第364条 ① 食用取引に目的づけされた食品、物質または飲料に、人の健康に害を及ぼす可能性のある許可を受けていない添加物またはその他の薬剤(agentes)を混入した者は、前条の刑に処せられる。有責者が食品工場の所有者または生産責任者である場合は、さらに、職業、職務または諸事業活動について2年から6年の個別的公権剥奪刑が科される。

② 同じ刑が、次の行為のなんらかを行う者に、科される：

1. その肉または製品が人の消費を目的とする動物に、人の健康に危険をもたらす許可されていない物質を投与する、または、許可された以上の量または許可されたのと異なる目的に投与する。
2. 前号に述べられた物質が投与されたことを知って、屠殺動物を屠殺する、または、その製品を人の消費に向ける。

3. 第1号で言及された物質を用いて治療処置が施された屠殺動物を屠殺する。
4. 場合に応じて規則で規定される待機期間を尊重しないで、屠殺動物の肉または製品を公衆の消費に販売する。

第365条 公衆の使用または人の集団の消費に向けられる飲料水または食品を、健康に重大な害を及ぼす可能性のある感染物質またはその他の物質で汚染または混入した者は、2年から6年の禁固刑に処せられる。

第366条 第31条の2の規定に従って、法人が、本節の前各条に規定される犯罪に責任があるときは、1年から3年の罰金刑、または、第359条以下に係わる物質および製品の価値、または、得たまたは得ることができた利益の2倍から3倍の罰金刑が、より大きい方で、科される。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第367条 前各条に規定される行為が、重過失で行われた場合は、それぞれ、1段階低い刑が科される。

第368条 有毒薬物、麻薬または向精神薬の栽培、加工または取引を行う者、あるいは、他の方式でそれらの不法な消費を発起、援助または容易化する者、または、これらの目的でそれらを所有する者は、健康に重大な害を与える物質または製品の場合、3年から6年の禁固刑および犯罪目的薬物の価値の同額から3倍の罰金刑に処せられる。その他の場合は、1年から3年の禁固刑および価値の同額から2倍の罰金刑に処せられる。

前段の規定に係わらず、裁判所は、行為の非重大性および有責者の人的事由に留意して、1段階低い刑を科することができる。第369条の2および370条に係わる事由のなんらかが伴う場合は、この権能を使うことはできない。

第369条 ① 次の事由のなんらかが伴うときは、前条に規定される刑より1段階高い刑および同額から4倍の罰金刑が科される：

1. 有責者が、当局、公務員、医師、ソーシャルワーカー、教師または教育家であって、その職業または職務の行使で行った。
2. 有責者が、その他の組織的（犯罪）活動に参加していた、または、その活動実施が犯罪実行により可能であった。
3. 行為が、（その施設の）責任者または従業員により公衆に開放されている施設内で行われた。
4. 前条に係わる物質が、18歳未満の未成年者、精神薄弱者または脱習慣治療またはリハビリに服している人に提供される。
5. 前条に係わる行為の目的物質の量が特に重要であった。

6. 当該物質が、健康へのあり得る害を増強させて、それ自体の中で、または、他の物質と共に混入、処理または混合された。
7. 前条の行為が、教育施設、軍の機関、施設または部隊、矯正施設、または、脱習慣性またはリハビリセンター、あるいは、それらの近辺で行われる。
8. 有責者が、犯罪を実行するために、暴力を使用した、武器を提示した、または、武器を使用した。

② (削除)

第 369 条の 2 第 368 条に規定される行為が、ある犯罪組織に所属していた者により実行されたときは、健康に重大な害を与える物質または製品の場合、9 年から 12 年の禁固刑および薬物の価値の同額から 4 倍の罰金刑が科され、また、その他の場合は、4 年 6 月から 10 年の禁固刑および同じ罰金刑が科される。

組織の首脳、責任者または管理者には、前段に示される刑がその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 31 条の 2 の規定に従って、法人が前 2 条に含まれる犯罪に有責のときは、次の刑が科される：

- a) 自然人により犯された犯罪が 5 年超の禁固刑が予定されている場合、2 年から 5 年の罰金刑または薬物の価値の 3 倍から 5 倍の罰金刑（額がより大きいとき）。
- b) 自然人により犯された犯罪が前号に含まれない 2 年超の禁固刑が予定されている場合、1 年から 3 年の罰金刑または薬物の価値の 2 倍から 4 倍の罰金刑（額がより大きいとき）。

第 66 条の 2 に規定される規則に留意して、裁判官および裁判所は、同様に、第 33 条第 7 項の b) 号から g) 号に規定される刑を科すことができる。

第 370 条 次のときは、第 368 条に示される刑より 1 または 2 段階高い刑が科される：

1. これらの犯罪実行に 18 歳未満の未成年者、または、精神薄弱者を使用するとき。
2. 第 369 条第 1 項第 2 号の事由に係わる組織の首脳、責任者または管理者であるとき。
3. 第 368 条に規定される行為が極端に重大であったとき。

第 368 条に係わる物質の量が明らかに重要と考えられる量を著しく超過した場合、または、輸送手段として船舶、ボートまたは航空機が使用された場合、当該行為が企業間の国際貿易取引を仮装して行われた場合、または、このタイプの活動に従事する国際的ネットワークに係わる場合、または、第 369 条第 1 項に規定される事由が 3 個以上競合するとき、極端に重大であったとみなされる。

第 2 号および 3 号のケースでは、有責者には、さらに、犯罪目的薬物の価値の同額から 3 倍の罰金刑が科される。

第 371 条 ① 麻薬、向精神物質および他の（下記）条約に追加される製品、または、同じ性質の将来条約に含まれる製品でスペインで批准されるものの違法な取引に係わる 1988 年 12 月 20 日にウィーンで締結された国連条約の表 I および表 II に記載されている機器、材料、物質を、（これらが）有毒薬物、麻薬または向精神物質の違法な栽培、製造または生産に使用されることを知って、生産、輸送、配布、取引または所有している者は、3 年から 6 年の禁固刑および当該商品 (géneros) または物品 (efectos) の価値の同額から 3 倍の罰金刑に処せられる。

② 前項で示される行為を実行する者が前項に示される目的に従事する組織に属しているときは、規定された刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、また、当該組織または団体の首脳、管理者または責任者であるときは、1 段階高い刑が科される。

そのような場合、裁判官または裁判所は、対応する刑に加えて、職業または職務について 3 年から 6 年の個別的公権剥奪刑、および、第 369 条第 2 項に規定される他の処分を科す。

第 372 条 本節に規定される行為が、企業家、金融分野の仲介者、医師 (facultativo)、公務員、ソーシャルワーカー、教師または教育家により、その職務または職業の行使で行われた場合は、対応する刑に加えて、公雇用、公職、職業または職務、諸事業活動について 3 年から 10 年の個別的公権剥奪刑が科される。当該行為が、当局またはその職員により、その職務の行使で行われたときは、10 年から 20 年の絶対的公権剥奪刑が科される。

このために、医者、心理療法士、衛生資格所持者、獣医師、薬剤師およびそれらの従業員は医師 (facultativo) とみなされる。

第 373 条 第 368 条から第 372 条に規定される犯罪を行うための扇動、共謀および教唆は、前規則に規定される行為にそれぞれ対応する刑より 1 から 2 段階低い刑に処せられる。

第 374 条 第 301 条第 1 項第 2 段および第 368 条から第 372 条に規定される犯罪では、実行された犯罪に対応して科される刑に加えて、第 371 条に係わる有毒薬物、麻薬または向精神薬物、装置、材料および物質、同じく、財物、手段、道具および収益は、第 127 条から 128 条の規定また次の特別規則に従って、没収の対象となる：

1. 判決が確定すると、管轄司法機関がその保存を命じた場合は、分離されたサンプルの破壊、または、押収物全体の破壊に取り掛かる。
2. 犯罪に由来する民事責任または訴訟費用の弁済に適用できない判決により確定的に没収された財物、道具および利益は、全部、国に帰属する

第 375 条 本節の第 368 条から第 372 条に規定されている犯罪と同じ性質の犯罪に対する外国裁判官または裁判所の有罪判決は、前歴がスペイン法に従って抹消された、または、抹消され得る場合を除き、累犯の効果を生じる。

第 376 条 第 361 条から第 372 条に規定されるケースでは、裁判官または裁判所は、当事者が自発的にその犯罪活動を放棄した場合、かつ、犯罪発生を阻止するため、他の有責者の特定または逮捕について決定的証拠を得るため、または、所属していた、または、協力していた組織または団体の行動または展開を阻止するため、当局またはその職員に積極的に協力した場合は、当該犯罪に規定される刑より 1 または 2 段階低い刑を科することができる。

同じく、第 368 条から第 372 条に規定されるケースでは、裁判官または裁判所は、犯行時麻薬中毒者であって、脱習慣性治療を成功裏に終了したと充分証明する被告人に、有毒薬物、麻薬または向精神薬物の量が明らかに重要（でなかった）、または、極端に重大でなかった場合、1 または 2 段階低い刑を科することができる。

第 377 条 第 368 条から第 372 条を適用して科せられる罰金の額の決定について、犯罪対象の薬物または介入される商品 (géneros) または物品 (efectos) の価額は、製品の最終価格、または、場合に応じて、被告人が得た、または、得ることができた報酬または利益となる。

第 378 条 第 361 条から第 372 条に係わる犯罪の 1 個または数個で有罪判決を受けた者が行う弁済は、次の順序で（次のものに）充当される：

1. 被害の回復および損害の補償。
2. 訴訟事件で（国の）自己勘定でなされた経費の額による国の補償。
3. 罰金。
4. 判決で支払いが科されるとき、私人訴追人 (\*acusador particular) の費用。
5. その他の訴訟費用、利害関係者間の優先権なしに、被告人の防衛の費用を含む、。

（訳者注：acusador particular（私人訴追人）とは、犯罪被害者となったことにより刑事訴権を行使する自然人または法人である。その刑事訴訟への介入は検察官のそれと同様である。）

#### 第 4 節 交通安全に反する罪

第 379 条 ① 自動車またはモータバイクを、法令で許可された速度を市内の道路で 60km/時越えて、または、市外の道路で 80km/時越えて運転した者は、3 月から 6 月の禁固刑または 6 月から 12 月の罰金刑または 31 日から 90 日の共同体の利益での労働刑に処せられる。また、いずれにしても、1 年から 4 年の自動車およびモータバイク運転権利の剥奪刑が科される。

② 有毒薬物、麻薬、向精神薬またはアルコール飲料の影響の下で自動車またはモータバイクを運転した者は、同じ刑に処せられる。いずれにしても、呼気アルコール濃度が 0.60 ミリグラム/リットルを超えて、または、血中アルコール濃度が 1.2 グラム/リットルを超えて運転した者は当該刑に処せられる。

第 380 条 ① 自動車またはモータバイクを、明らかに無謀に運転し、人の生命または身体に危険をもたらした者は、6 月から 2 年の禁固刑および 1 年から 6 年の自動車およびモータバイク運転権利の剥奪刑に処せられる。

② この規定のため、前条の第 1 項および第 2 項第 2 フレーズに規定される事由を伴う運転は、明らかに無謀と評価される。

第 381 条 ① 他人の生命を明らかに軽視して、前条に示される運転をした者は、2 年から 5 年の禁固刑、12 月から 24 月の罰金刑および 6 年から 10 年の自動車およびモータバイク運転権利の剥奪刑に処せられる。

② 人の生命または身体を具体的に危険に置かなかったときは、刑は、1 年から 2 年の禁固、6 月から 12 月の罰金刑および前項に規定される期間の自動車およびモータバイク運転権利の剥奪となる。

第 382 条第 (2019 年改訂) 第 379 条、380 条および 381 条で処罰される行為をもって、規定される危険に加えて、犯罪を構成する傷害の結果が、その重大さがなんであっても、発生したときは、裁判官または裁判所は、より重く処罰される刑事違反のみを評価して、刑をその下限を上下限の差分の半分上回らせて適用する、また、いずれにしても、発生した民事責任の賠償を言渡す。

傷害の結果が、第 381 条の犯罪を伴って発生するときは、いずれにしても、本規則で規定される自動車およびモータバイク運転権利の剥奪刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 382 条の 2 (2019 年新設) (2022 年改訂) ① 第 195 条で規定されている場合を除き、一人または複数人が死亡した、または、第 147 条第 1 項、第 149 条および第 150 条で言及される傷害を引き起こされた事故を起こした後、自発的に、かつ、自分自身にまたは第三者に危険が及ぶことなくして現場から立ち去った自動車またはモータバイクの運転者は、事故現場放棄罪の行為者として処罰される。

② 運転者の無謀な行動に端を発する本条で規定される行為は、6 月から 4 年の禁固刑、および 1 年から 4 年の自動車およびモータバイクの運転権利の剥奪に処せられる。

③ 放棄を引き起した行為の原因が偶然であった場合、3 月から 6 月の禁固および 6 月から 2 年の自動車およびモータバイクの運転権利の剥奪が適用される。

第 383 条 当局の職員に要求されて、法的に設定されたアルコール濃度測定検査および前数条に係わる有毒薬物、麻薬および向精神薬の服用検査に服することを拒否した者は、6 月から 1 年の禁固刑および 1 年から 4 年の自動車およびモータバイク運転権利の剥奪刑に処せられる。

第 384 条 法的に割り当てられた点数の全消滅による許可または免許の有効性喪失の場合に、自動車またはモータバイクを運転した者は、3 月から 6 月の禁固刑、12 月から 24 月の罰金刑または 31 日から 90 日の共同体の利益での労働刑に処せられる。

司法判断により許可または免許を保全的または確定的に剥奪された後に運転した者、および、運転許可または免許を一度も得ることなく自動車またはモータバイクを運転した者には、同じ刑が科される。

第 385 条 次の態様のなんらかで、交通に重大な危険を引き起こした者は、6 月から 2 年の禁固刑、または、12 月から 24 月の罰金刑および 10 日から 40 日の共同体の利益での労働刑に処せられる：

1. 道路に予見できない障害物を置く、滑りやすいまたは燃えやすい物質を撒く、信号を変える、除去するまたは機能不能にする、または、他のいかなる手段によって（交通に重大な危険を引き起こす）。
2. （復旧する）義務があるとき、道路の安全を復旧しない。

第 385 条の 2 本節に規定される行為に使用された自動車またはモータバイクは、第 127 条および 128 条のために、犯罪の道具とみなされる。

第 385 条の 3 第 379 条、383 条、384 条および 385 条に規定される犯罪では、裁判官または裁判所は、判決で（犯罪を）考究して、引き起こされた危険の些少さ、および、行為のその他の事情に留意して禁固刑を 1 段階低くすることができる。